

令和3年(ワ)第23302号 国家賠償請求事件

原告 大川原化工機株式会社 ほか5名


被告 国 ほか1名

準備書面(4)

令和5年5月26日


東京地方裁判所民事第34部合議甲A係 御中

被告国指定代理人

奥 水 将 利 

江 原 謙 

古 川 善 健 

西 方 俊 平 

第1	原告らの主張の概要	3
第2	原告らの主張に対する反論	3
1	噴霧乾燥器内の温度が上がりにくい箇所に関する訴外[]の供述は、単なる憶測で、十分な根拠に基づくものではなかった上、その供述経過や供述内容全体を考察すると、供述の信用性に欠け、同箇所を明確に指摘するものとは言い難いこと	4
(1)	乾燥室測定口の温度が上がりにくい旨の訴外[]の供述は、十分な根拠に基づくものではなかったこと	4
(2)	噴霧乾燥器内の温度が上がりにくい箇所に関する訴外[]の供述は、その供述経過や供述内容全体を考察すると、供述の信用性に欠け、同箇所を明確に指摘する内容とは言い難いこと	6
ア	警視庁公安部による取調べ時における訴外[]の供述内容	6
イ	[]検事による取調べ時における訴外[]の供述内容	9
ウ	訴外[]の供述は合理的な説明なく変遷していたこと	15
エ	本件訴外[]調べにおいて[]検事が訴外[]の供述の誤導を図ったとはいえないこと	17
2	捜査過程において、合理的な理由により、本件各噴霧乾燥器の最低温箇所がそれぞれ特定され、同所の温度は110度以上が5時間4分又は3時間30分継続すると認められていたこと	18
3	[]検事が原告らの主張するような追加捜査を行わずに本件各起訴をしたことが不合理とはいえないこと	19

被告国は、本準備書面において、原告らの令和5年2月20日付け第7準備書面（以下「原告第7準備書面」という。）に対し、必要と認める限度で反論する。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

第1 原告らの主張の概要

原告らは、第1事件（外為法違反）の公訴提起（令和2年3月31日。甲34）の4日前である令和2年3月27日に、検察官検事■■■■（以下「■■■■検事」という。）が行った原告会社従業員■■■■（以下「訴外■■■■」という。）に対する取調べ（以下「本件訴外■■■■調べ」という。）において、訴外■■■■が原告会社の噴霧乾燥器の乾燥室測定口について、同所は風が通らず温度が上がりやすく、50ないし60度程度にしか上がらないと思われる旨を明確に指摘しており、また、訴外■■■■以外の複数の原告会社関係者も、取調べを行った検事らに対し、原告会社の噴霧乾燥器に温度が上がりにくい箇所が存在する旨指摘していたことからすれば、■■■■検事は、本件各起訴前にこれらの指摘内容を当然認識していたのであるから、訴外■■■■らから指摘を受けた乾燥室測定口等の構造を実際に確認したり、その箇所の温度を測定する実験を行ったり、少なくとも■■■■等の有識者らから聴取を行うなどして、訴外■■■■らの当該指摘の信用性を検証するべきであったにもかかわらず、このような追加捜査を行わないまま漫然と本件各起訴に及んだ旨主張する（原告第7準備書面・3ないし7ページ）。

第2 原告らの主張に対する反論

被告国準備書面(2)（36ページ）において、関係記録や■■■■検事らの記憶を踏まえ、「原告大川原ら以外の原告会社関係者が、検事に対し、同様の供述（引用者注：本件各噴霧乾燥器には乾燥室測定口が存在し、かつ、その場所の

温度が上がりづらい旨の供述) をすることもなかった」と主張したところであるが、その後、前記原告らの本件訴外[] 調べに係る主張を受けて確認したところ、訴外[] が噴霧乾燥器内の温度が上がりにくい箇所について供述する中で、いわゆる応援検事の取調べにおいて、「乾燥室の測定口」について言及していることが判明した。

しかし、噴霧乾燥器内の温度が上がりにくい箇所(乾燥室測定口)に関する訴外[] 供述は、単なる憶測で十分な根拠に基づくものでなかった上、その供述経過や供述内容全体を考察すると、供述の信用性に欠け、同箇所を明確に指摘するものとは言い難いものであった。

したがって、本件訴外[] 調べにおける同供述を踏まえても、捜査過程において、合理的な理由により、本件各噴霧乾燥器の最低温箇所がそれぞれ特定され(RL-5型におけるバグフィルタ下部、L-8i型における装置末端の排風機後にあるダクト内)、同所の温度は110度以上が5時間4分又は3時間30分継続すると認められていた証拠関係の下では、[] 検事が原告らの主張するような追加捜査を行わずに本件各起訴をしたことが不合理とはいえないことから、前記被告準備書面(2)(36ページ)の主張は、訴外[] が、検事の取調べにおいて、噴霧乾燥器内の温度が上がりにくい箇所について供述する中で乾燥室測定口について言及したことはあったという限度において修正するものである。

以下、詳述する。

1. 噴霧乾燥器内の温度が上がりにくい箇所に関する訴外[] 供述は、単なる憶測で、十分な根拠に基づくものではなかった上、その供述経過や供述内容全体を考察すると、供述の信用性に欠け、同箇所を明確に指摘するものとは言い難いこと
- (1) 乾燥室測定口の温度が上がりにくい旨の訴外[] の供述は、十分な根拠に

基づくものではなかったこと

ア 訴外■は、本件訴外■調べにおいて、■検事に対し、「装置全体で考えたときには(中略)基本的に上がらないという所がでてくるので」、「いろいろ風の通り道で風が通らないところとかは、温度が低くなりますね。」、「測定口(そくていこう)なんてちっちゃいパイプになってるところは全く風が通らないところなので、はい。そこまで温度は上がらないですね。手で触っても全然なっていないですから。」、「(引用者注: ■検事からの「測定口っていうのはどういうもの?」との質問に対し、)パイプのところにいる温度を測定するとか圧力を測定するところ、小さい配管が入っているんですね。そこは熱が通らない吹き溜まりのところなんで、一番温度が上がりにくいところ。あといろいろ、そういう場所はいろいろ熱風が通らないところって数か所あるんですけども、そういったところは、温度の表示されてる温度よりも(中略)低くなりますんで。」、「その乾燥室には、乾燥室の測定口ってついてるんですけど」(甲150別紙・12ページ)などと供述した。

イ しかし、その一方で、訴外■は、■検事に対し、「(引用者注: ■検事からの「一番低い温度でどれくらいになるんですかね?」との質問に対し、) どうなんですかね。全く空気通らないところもありますんで、何もしてないんで5~60度ぐらいだと思うんですけどね。推測です。測ったことないから本当に言えないんですけど。」(甲150別紙・15ページ)などと供述しており、乾燥室測定口の温度が上がりにくいことについては、具体的な測定結果に基づくものではなく、単なる憶測で、十分な根拠がないことを自認していた。

また、訴外■は、その後、■検事から、噴霧乾燥器(RL-5型)において温度が上がらず、乾熱殺菌することができない箇所があると訴外

■が考える根拠について改めて問われた際にも、「実績もないので、根拠なんてのはないですけど。」(甲150別紙・26ページ)と供述したほか「私どもは測定したことがあるわけじゃないんで。」(同・29ページ)、
「(引用者注：■検事からの「乾燥殺菌することが)できないとも言えないんでしょ？」との質問に対し、)結果がわからないですから何とも言えないですね。」「私は調べてもないし聞いてもない。」(同・30ページ)、
「測ってないから。」(同・36ページ)などとも供述していた。

ウ このように、本件訴外■調べにおける乾燥室測定口の温度が上がりにくい旨の訴外■の供述は、訴外■が自認するとおり、単なる憶測であり、十分な根拠に基づくものではなかった。

- (2) 噴霧乾燥器内の温度が上がりにくい箇所に関する訴外■の供述は、その供述経過や供述内容全体を考察すると、供述の信用性に欠け、同箇所を明確に指摘する内容とは言い難いこと

ア 警視庁公安部による取調べ時における訴外■の供述内容

- (7) 訴外■は、平成30年12月11日に行われた警視庁公安部による取調べにおいて、貨物等省令2条の2第2項5号の2の内容を示された上で、原告会社の製品である噴霧乾燥器について本件要件ハの該当性について、「ハに関してお話しします。オープン型、クローズド型にかかわらず、当社の噴霧乾燥器は滅菌は出来ませんが、殺菌は出来ます。その方法は薬剤や熱風が挙げられます。」「滅菌については、オープン型、クローズド型に限らず薬剤や熱風が行き渡らない箇所が装置内部のどこかに発生するため、出来ません。」「しかし、薬剤、熱風による殺菌は可能です。特に熱風については装置の性質上、装置内部に高温が行き渡る構造になっているからです。」「(引用者注：本件要件ハに関して言えば、)当社の噴霧乾燥器は機種を問わず、装置内部に高温が行き渡る構

造になっているため、全て該当することになります。」(丙32の1・3ページ、丙32の2)と供述した。すなわち、訴外[]は、本件要件への「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」という要件について、「滅菌」と「殺菌」を区別した上で、原告会社が製造する噴霧乾燥器は機種を問わず、内部全体に高温となった加熱乾燥空気が行き渡る構造になっていることを根拠として、「殺菌」はできる旨を明確に供述していたほか、熱風が行き渡らない箇所が装置内部の「どこか」に発生する旨述べたのみで、乾燥室測定口という具体的箇所を指摘していなかった。

(イ) また、訴外[]は、平成30年12月20日に行われた警視庁公安部による取調べにおいて、噴霧乾燥器で粉体を製造する流れの一例を説明し、菌を含む有機物を噴霧乾燥する場合の説明をする中で、「以前にも、当社の噴霧乾燥器は機種を問わず、装置内部に高温が行き渡る構造になっているため、殺菌は可能であるとお話ししたとおり、有機物である生菌粉末を製造後、微量の粉体が装置内部に付着したとしても、原液を噴霧しない熱風運転に切り替えて長時間運転することで、噴霧乾燥器の構造上、装置内部に高温が行き渡ることから、当該温度に耐えられない生菌は死滅することになる」(丙33・3ページ)などと供述した。このように、訴外[]は、同月11日の警視庁公安部による取調べ時の供述内容を前提に、原告会社の製品である噴霧乾燥器は、構造上、装置内部に高温が行き渡ることから、当該温度に耐えられない生菌が死滅する、すなわち殺菌ができる旨明確に供述していた。

(ロ) 訴外[]は、平成31年1月16日に行われた警視庁公安部による取調べにおいて、噴霧乾燥器を構成する各装置等を説明した上で、噴霧乾燥器を納入した取引先([])から「当社の噴霧乾燥器ODB

ー54を導入したところ、後日、これで製造する粉末から菌が検出された」旨の相談を受けて原告島田とともに海外出張して対応に当たった具体的な事例を紹介しているところ、同取引先から、原告会社による保証範囲外であるニューマラインという装置内の「殺菌目的で90℃の熱風を要求」されたのに対し、「貴社にて改造中のニューマダクト洗浄システム後は、項目2-2の運転にて乾燥、殺菌は可能と判断します」と記載した「設備点検報告書」を作成した経緯等を供述した。その上で、訴外■は、前記(ア)の自らの供述を前提に、「当社の噴霧乾燥器のユーザーに90℃の熱風で装置内部の乾燥・殺菌を行っている者がいる事実を鑑みても、当社が製造する噴霧乾燥器の定型機は、その構造上熱風が行き渡る構造になっているため、全て殺菌できると言える」(丙34・11ページ)と述べ、前記取引先において原告会社が納入した噴霧乾燥器を用いて乾燥・殺菌を現に行っていることを根拠として、原告会社の製品である噴霧乾燥器が殺菌可能である旨明確に供述していた。

(エ) さらに、訴外■は、平成31年2月28日に行われた警視庁公安部の取調べにおいて、平成28年に原告島田の指示を受け、経済産業省の外郭団体であるCISTEC(安全保障貿易情報センター)の職員に対し、原告会社の製品である噴霧乾燥器についての質問に回答した経緯等について詳細に供述しているところ、訴外■は、原告島田から「あなたの説明次第では、今後、全部該当になっちゃうかもしれないからね」、「分解せずに殺菌できるものが規制該当だからな」、「ウチの装置は分解しないと洗浄できないよな」などと「敢えて「非該当」を意識させるような言い方」で言われ、「分解しないと殺菌できないところを強調し、非該当になるように工夫して説明しなきゃいけないと理解」した旨具体的に供述した(丙35・3及び4ページ)。その上で、訴外■は、同

取調べにおいて、「洗淨、乾燥運転の過程において結果的に殺菌が行える場合があります。」「殺菌は、洗淨後に菌を除去す(マ)ための工程、「その後の乾燥運転(洗淨後の装置内の水分を乾燥)において100℃前後で行いますがこの工程も100℃で死滅する菌を結果的に除去することになります。」などと記載された前記CISTECに対する回答文書(丙35添付の資料4「1-2」「5」「5-1」)を確認した上で、「内部の滅菌・殺菌が出来る装置」の設計仕様について「殺菌は可能と判断し、同回答文書に前記のとおり記載したものの、原告島田の前記説明の意図を酌んで、「洗淨を行う際は、多少であるが分解、組立てが生じる」(丙35添付の資料4「6-1」)などとも記載し、分解しないと殺菌できないという内容にしたが、「アトマイザの載せ替えも装置の“分解”と考えられるのだから、当社の装置は全て定置した状態で殺菌できないという説明は自分でも言い訳っぽくて、この考え方通るのかなという気持ちだった」などと当時の心境を具体的に供述していた(丙35・6及び7ページ、同号証添付の資料4「6-1」)。

イ ■■■ 検事による取調べ時における訴外■■■の供述内容

(ア) しかるに、訴外■■■は、令和2年3月27日に行われた本件訴外■■■調べにおいて、■■■検事から「定置した状態で滅菌または殺菌ができるもの」っていうとこなんですけれども、これについては今どのようにお考えですか。」「滅菌または殺菌ができるものっていう意味でスプレードライヤー(中略)が当たるかどうかっていうと。」と質問されたのに対し、「定置した状態でって、ですので、うちの方ではどうしてもあの、何でしょう、洗淨するにしても何するにしても、そういう何もいじらないでそういう作業はできるとは思ってないんで。はい、ハに関しては該当しないとは、はい、思ってます。」(甲150別紙・3及び4ページ)

ジ)などと供述し、原告会社の製品である噴霧乾燥器が定置した状態で殺菌することはできない旨述べ、前記アの供述を変遷させた。

また、訴外■は、■検事から「以前警察で伺ったときはそういうお答えじゃなかったと思う。」「まあ、滅菌はできないけれども、特性上、その熱風については装置の性質上、内部に高温が行きわたる構造になってるから、殺菌っていうのができてしまうんじゃないかと。」「当社の噴霧乾燥器は機種を問わず装置内部に高温が行きわたる構造になっているため、全て該当することになります、と書いてありますね。そういう説明だったと思うんだけど。」(甲150別紙・4ページ)などとして、前記アの警視庁公安部による取調べ時の供述内容を具体的に示して確認されると、「いえいえあの何でしょう、そのときの、もしそう言葉でしたら多分ほかの資料に書いてあるんですけど、まあ何でしょうね、条件があっている全体的なんでしょうね、そういう条件であった菌があったら殺菌できるんじゃないかという形で、あの一なんですね、少なからずいろんな種類の菌があるので、そういうこと言っちゃうと一部の菌がもし殺菌できますっていうふうに、できますかできませんかって言われたら多分できちゃうって答えるかもしれないですけど、今に関してはいろいろあれからいろいろありますんで、いろいろ勉強した中で、あと先日やと経産省が何でしょう、ちょっと見たんですけど、あらゆる菌っていうとあらゆる菌だとはっていうと、今となってはもうそこには当てはまらないなと思います。」(同・4ページ)などと趣旨不明瞭な供述をし、供述内容を変遷させた理由の一つとして「あれからいろいろあり」、「いろいろ勉強した」ことなどを述べていたが、当該「いろいろ」の具体的な内容を明らかにせず、供述を変遷させた理由について合理的な説明をしていなかった。

(イ) また、訴外[]は、[]検事から、警視庁公安部による取調べ時に前記アのような供述をした理由について問われると、「その時は技術者として、温度が上がります装置は。装置はあがります。もしそこにその温度で死ぬ菌、で、それ一部でもし死ぬ菌があれば殺菌できます。だからその、一部の死ぬ菌があれば、」、「ちょっとでもその時に私は殺菌したら、もう菌が少しでも死んだら殺菌になるっていう答えだったんで、技術者としてはちょっとでも、ちょっとでも菌が死んだら殺菌なる(マ)と思ってたので、それを死んでる菌がある、あったら、その時はもう技術者としてはそれでも殺菌できませんっていうのは言えないっていう考えでした。」(甲150別紙・5ページ)などとして、警視庁公安部による取調べ時には、一部の菌が少しでも死んだら「殺菌」に当たるという認識を前提に「原告会社の製品である噴霧乾燥器で殺菌ができる」と説明した旨供述した。

しかしながら、前記ア(イ)で述べたとおり、訴外[]は、平成30年12月20日の警視庁公安部による取調べ時、「有機物である生菌粉末を製造後、微量の粉体が装置内部に付着したとしても、原液を噴霧しない熱風運転に切り替えて長時間運転することで、噴霧乾燥器の構造上、装置内部に高温が行き渡ることから、当該温度に耐えられない生菌は死滅することになる」(丙33・3ページ)と供述していた上、平成31年1月16日の警視庁公安部による取調べ時も、取引先([])から噴霧乾燥器の納入後に菌が発生した旨相談を受けた時の対応について説明する中で、同取引先が「殺菌目的で90℃の熱風を要求している」(丙34・5ページ)と理解して対応策を検討したが、同取引先から装置内部の精査の結果、「菌の発生がなくなった」(同5ないし10ページ)旨の説明を受けたため提案した対応策は実現しなかった旨供述していた。

のであり、あらゆる菌を完全に死滅させることを「滅菌」と、設定した温度に耐えられない一部の菌を死滅させることを「殺菌」とそれぞれ理解して前記アのように供述していたことは明らかである。

そうすると、訴外■が、警視庁公安部による取調べ時において、一部の菌が少しでも死んだら「殺菌」に当たるなどという理解を前提に、前記アの内容を供述していたとは到底考え難いことであった。

- (ウ) その後も、訴外■は、本件訴外■調べにおいて、■検事から再三にわたり、「滅菌」とはあらゆる菌を完全に死滅させることを意味し、「殺菌」とは一部の菌を死滅させることを意味しており、一部の菌が少しでも死ぬ状態を「殺菌」とは言わない旨確認・説明された上で、原告会社の製品である噴霧乾燥器で「殺菌」することが可能なのではないかと質問されたのに対し、「いや1個2個じゃなくて、完全には、完全に死ぬのがその時は殺菌で、あー滅菌で、はい、あと程度の問題でちよつとでも死ぬばそれはもう1なのか50か80なのか99なのかわからないんですけど、はい、そうゆう形で殺菌はできるんじゃないですかという話はしたんですね。」(甲150別紙・6ページ)、「いろいろ殺菌っていう言葉で私らが認識している言葉とお客様の認識している言葉というのは……あるんですけども、はい。ある程度お客さんの要望する条件があつてですね、あの一、なんでしょうね。」「あの、なんていうんでしょう、殺菌できるところもありますけどうちの装置っていういろいろ複雑な装置なので、その所定のお客さん、まあ菌が死ぬところがあれば、その場所は死ぬかもしれませんが、装置全体で考えると、ある程度あの、菌が、温度が上がらないところもありますので、そういうところで、ある程度の菌は死ぬかもしれないんですけど、全ては菌が死ぬことはできないですし、程度としてはだいぶ低くなりますという形で言ってますけ

ど。」「100%じゃないってということですね、100%ではない。」(同・8ページ)などと供述するに至っており、本件訴外[■]調べの間においても、「殺菌」に関する説明自体が、「ちょっとでも菌が死んだら」殺菌に当たるという内容から、菌の死滅が「100%ではない」が「ある程度の菌は死ぬ」のが殺菌に当たるという内容に変遷していた。

(エ) さらに、訴外[■]は、その後も、噴霧乾燥器の装置によって上げられる温度が異なる旨の供述を繰り返し、[■]検事から、「限定しましょうか、じゃあ。RL-5とかあそこら辺のツインジェットにあたる、って言えばわかりますよね。」(甲150別紙・11ページ)などと条件を設定して供述を求められたのに対し、「ただあの、そうですね、その時はほんとにちょっとでも死ねば殺菌できるっていう概念だったので殺菌できますって言わせてもらったんですね。」「いろいろ、その温度で当たっている所はもちろんそこで耐えられない菌があれば死ぬと思いますけど、装置全体で考えたときは、はい。基本的に上がらないという所がでてくるので。」「いろいろ風の通り道で風が通らないところとかは、温度が低くなりますね。」(同・12ページ)などと述べ、更に具体的な説明を求められて初めて、前記(1)のとおり、乾燥室測定口について説明するに至ったものである。

訴外[■]は、本件訴外[■]調べの当時、「定置した状態で滅菌または殺菌ができるもの」という要件の該当性が問題になっていることを十分に理解しており、噴霧乾燥器を構成する各装置の中で温度が上がりにくい箇所について供述することができない事情も特段見当たらない中、[■]検事から再三にわたって説明を求められて初めて乾燥室測定口について供述したという供述経過をたどっているところ、前記(1)で述べたとおり、当該供述内容自体も具体的根拠を欠く推測に基づく内容であった。

(オ) その後も、訴外[]は、前記(1)アの供述をしたため、[]検事から、前記アの警視庁公安部の取調べにおける供述との整合性について、「以前の警察の調べの中で、(中略)性質上装置内部に高温が行き渡る構造になっているっていう表現があるんですけども、今日のお話でちょっと説明が違うのはこれは何か理由あるんですか。」と問われると、警視庁公安部の取調べにおける供述について、「それは乾燥室中だと思います。」「乾燥室の中は旋回って言ってそのまま渦を巻いて熱風が入るので、基本的には乾燥室中はまんべんなく熱風が行き渡りますって説明だったと思うんですけど。」「(引用者注：[]検事からの「(乾燥室や乾燥室中ではなく、)噴霧乾燥器っていう表現、調書にはなってるんですけども、そこで言ってる噴霧乾燥器っていうのは、乾燥室？」との質問に対し、)そうですね。」「(引用者注：[]検事からの訴外[]の警察官調書(丙32の1)において、「高温が行き渡る構造になっている」という」と録取されていることの対象となる箇所を確認されたことに対し、)うんそれは乾燥室のみですよ。」「(甲150別紙・17ないし19ページ)などと供述し、警視庁公安部の取調べにおいては、「噴霧乾燥器」という言葉について噴霧乾燥器内の乾燥室に限定した意味で用いていた(すなわち、乾燥室測定口は除外した意味で用いていた)旨説明した。

しかしながら、原告会社で長年、噴霧乾燥器の設計等に携わっており(甲150別紙・3ページ)、その構造について十分な知識を有していた訴外[]が、警視庁公安部の取調べにおいて、「噴霧乾燥器」という言葉を噴霧乾燥器内の装置の一部である乾燥室に限定した意味(乾燥室測定口についても除外する意味)で用いていたものとはにわかには信じ難い上、訴外[]は、[]検事から「噴霧乾燥器っていうのは乾燥室のと

ころだけを指してるんですか？」と再度問われるや、その直前の供述を覆し、「いえ、違いますね。噴霧乾燥器って全部システムですよ。」などと供述し（同・20ページ）、「噴霧乾燥器」という言葉が、乾燥室測定口を含め、噴霧乾燥器という装置全体を指す言葉である旨供述した。

(カ) また、訴外[]は、本件訴外[]調べにおいて、[]検事から、警視庁公安部の取調べにおいて噴霧乾燥器内に温度が上がりにくい箇所がある旨の供述ないし説明をしなかった理由を問われると、その理由については「わからないです。」（甲150別紙・20ページ）と供述したり、「（引用者注：警視庁公安部の取調べにおいては）聞かれなかったからです。」（同・21ページ）などと供述した。

しかしながら、訴外[]は、原告会社やその関係先が外為法違反で捜索を受けた後の時期における警視庁公安部の取調べにおいて、原告会社の噴霧乾燥器については「装置内部に高温が行き渡る構造になっている」旨供述しており（丙32の1・3ページ、32の2）、本件要件ハ該当性との関係で、噴霧乾燥器内が高温になるか否かに関する訴外[]の認識を問われていたことは明らかである。そうすると、原告会社の噴霧乾燥器の構造等について知悉している訴外[]が、本件各噴霧乾燥器について本件要件ハ該当性を否定して原告会社の潔白を明らかにしようとするのであれば、噴霧乾燥器内に温度が上がりにくい箇所がある旨を自発的、あるいは積極的に申告するのが自然である。それにもかかわらず、訴外[]が、警視庁公安部の取調べにおいて噴霧乾燥器内に温度が上がりにくい箇所がある旨の供述ないし説明をせず、かかる説明をしなかった理由として、単に「わからない」とか「聞かれなかった」といったことを挙げる訴外[]の供述内容は、不合理である。

ウ 訴外[]の供述は合理的な説明なく変遷していたこと

このように、訴外[]は、警視庁公安部による取調べ時においては、「原告会社の製品である噴霧乾燥器内が定置した状態で殺菌できない」という説明を「言い訳っぽくて」、「後ろめたい」とさえ感じていたと供述していたにもかかわらず、本件訴外[]調べにおいては、同供述内容を覆し、原告会社の製品である噴霧乾燥器は定置した状態で殺菌することはできない旨供述したほか、警視庁公安部の取調べにおいては乾燥室内に高温が行き渡るため殺菌できる旨の供述内容を変遷させ、高温が行き渡らない箇所があるため殺菌できない旨の供述に変遷させた。訴外[]は、その変遷理由について、「あれから（引用者注：警視庁公安部による取調べ以降）いろいろあり」、「いろいろ勉強した中」で供述内容が変わった旨述べるのみで、その具体的内容を説明していなかった上、警視庁公安部による取調べ時は「ちょっとでも菌が死ねば殺菌」に当たるという認識を前提に供述していたと述べたが、警視庁公安部による取調べ時の供述内容からすれば、前記のような認識を前提に供述していたとは到底考えられず、供述内容を変遷させたことにつき合理的な理由を説明できていなかった。

さらに、訴外[]の供述内容は、本件訴外[]調べの中でも内容が変遷していた上、噴霧乾燥器内の温度が上がりにくい箇所について具体的に説明できない事情がなかったにもかかわらず、[]検事から詳細に質問されるまで乾燥室測定口について具体的に供述しなかったばかりか、乾燥室測定口の温度が上がりにくい具体的根拠を示さないなど、供述経過に不合理な点が多々認められた。

以上のような訴外[]の供述内容や供述経過を全体的に考察すれば、噴霧乾燥器内の温度が上がりにくい箇所に関する訴外[]の[]検事に対する供述の信用性は低く、原告が言うように、噴霧乾燥器に乾燥室測定口が存在し、かつ、その場所の温度が上がりにくいことを明確に指摘するもの

とは言い難いものである。

エ 本件訴外[] 調べにおいて[] 検事が訴外[] の供述の誤導を図ったとはいえないこと

なお、原告らは、警視庁公安部による温度測定実験では訴外[] が指摘した乾燥室測定口等の温度を測っていなかったにもかかわらず、本件訴外[] 調べにおいて、[] 検事が、訴外[] に対し、「いや正直なところ、別にここ議論してもしようがなく、あの実験をしてるんで警察で。高温が行き渡ってるんですよ。そこも確認した上で聞いてるんで。」「一番低いところでも100度を超えているっぽいですね。だから、そこは別にあまり議論してもしようがないんですけれども。」(甲150別紙・25ページ)と発言した点について、虚偽の事実を述べて訴外[] の供述の誤導を図ったとも主張する(原告第7準備書面・5ページ)。

しかしながら、[] 検事は、警視庁公安部において乾燥室測定口に関する測定実験を実施していなかったにもかかわらず、かかる事実に対して乾燥室測定口についても警視庁公安部による測定実験が行われたかのように装って同発言に及んだものではない。

この点について敷えんするに、[] 検事が同発言をするまでの間に、前記(1)のとおり、訴外[] は、乾燥室測定口の温度が上がりにくいことについては、具体的な測定結果に基づくものではなく、単なる憶測で、十分な根拠がないことを自認していた上、前記アないしウのとおり、噴霧乾燥器内の温度が上がりにくい箇所に関する訴外[] の供述が必ずしも明確な内容ではなく、本件訴外[] 調べにおける訴外[] の供述内容は信用性に欠けるものであった。

一方で、下記2(1)で述べるように、既に、RL-5型について、噴霧乾燥器を取り扱う業者である[] 技術営業部本部長からの聴

取等の合理的な方法により、最低温箇所がバグフィルタ下部であると特定され、警視庁公安部による温度測定実験の結果、同箇所の温度については110度以上が5時間以上継続すると認められるとの証拠（丙4・添付資料7及び添付資料8、丙6、丙7）が収集されていた。このような当時の捜査状況に鑑みれば、本件訴外[] 調べにおいて訴外[] が前記(1)アの供述をしたからといって、同供述を信用せず、[] 検事において、それまでの捜査結果から認められたRL-5型内部に高温が行き渡るという認定は揺らがないと考えることに合理性があったと認められる。その上で、[] 検事は、前記の発言に至っているのであって、[] 検事の前記発言が虚偽であり、[] 検事が訴外[] の供述の誤導を図ったものとは到底認められないので、原告らの前記主張は理由がない。

2 捜査過程において、合理的な理由により、本件各噴霧乾燥器の最低温箇所がそれぞれ特定され、同所の温度は110度以上が5時間4分又は3時間30分継続すると認められていたこと

(1) 被告国準備書面(2) (26ないし28、32ページ等) で述べたとおり、第1事件(外為法違反)の公訴提起時、①[] 技術営業部部長の「噴霧乾燥器で製品を作る際、温度が必要となる場所は乾燥室内だけであり、乾燥室以降は温度を上げる装置も無いため、装置末端の排風機に行くほど温度は下がると考えられる。大型機など機種によっては、サイクロンやバグフィルタ内の下部である回収容器との接合部分が低くなるとも考えられる」(丙4・添付資料6)との供述により、RL-5型の最低温箇所の候補が「装置末端の排風機後の管」、「サイクロンの下部(回収容器との接合部分)」、「バグフィルタの回収容器との接合部分」であることが判明し、②警視庁公安部により、RL-5型の同型器について、これらの箇所以外も含めた合計10箇所に温度検知のためのサーモラベルを貼付して乾熱運転を行った結

果、最低温箇所がバグフィルタ下部と特定され(丙4・添付資料7及び丙6)、③警視庁公安部により、RL-5型の同型器を使用し、バグフィルタとその下部に設置される製品回収容器を仕切るパタフライ弁に温度センサーを貼付して乾熱運転(内部に熱風を送り込む空運転)を行った結果、バグフィルタ下部の温度は、110度以上の温度が5時間4分継続すること(丙7)などが認められていた。

(2) また、被告国準備書面(2)(27ないし29、32ページ等)で述べたとおり、第2事件の公訴提起時、①警視庁公安部により、L-8i型の同型器について、L-8i型には、RL-5型とは異なり、バグフィルタ及び同フィルタ下部の製品回収容器が存在しないことや、RL-5型の最低温箇所特定のための実験結果を踏まえて、排気口奥に該当する排風機後にあるダクト内と、サイクロン下部の温度測定実験を実施することとし、両箇所に温度記録計を取り付けて乾熱運転を行った結果、最低温箇所が同ダクト内と特定され、同所では、少なくとも、110度以上が3時間30分継続し(丙10・添付資料10及び丙14)、② [] 技術営業部本部長から、理論上、L-8i型内部で最も温度が低くなる箇所が「装置末端の排風機後にあるダクト内」又は「サイクロンの下部」である旨聴取したこと(丙4・添付資料9)などが認められていた。

(3) このように、本件各起訴時、所要の捜査が遂げられ、合理的な方法により本件各噴霧乾燥器の最低温箇所がそれぞれ特定され、これらの箇所の温度については、110度以上が5時間4分又は3時間30分継続すると認められていた状況であった。

3 [] 検事が原告らの主張するような追加捜査を行わずに本件各起訴をしたことが不合理とはいえないこと

(1) [] 検事の陳述書(丙36)のとおり、本件訴訟が提起された時点及び現

時点において、■■■■ 検事には、本件各起訴前に、本件捜査の応援に入っていた検事に対して、噴霧乾燥器内に温度が上がりにくい箇所がある旨の供述をする原告会社関係者がいたという記憶はある。しかし、■■■■ 検事には、本件訴訟が提起された時点及び現時点において、その箇所について、具体的に、乾燥室測定口である旨の指摘をしている原告会社関係者がいたという記憶はなく、■■■■ 検事の記憶によっても、ほかの証拠によっても、■■■■ 検事が、第1事件（外為法違反）の公訴提起前に、■■■■ 検事から、本件訴外■■■■ 調べにおける訴外■■■■ の供述内容の報告を受けるなどして、訴外■■■■ が乾燥室測定口の温度が上がりにくい旨の供述をしたことを認識していたと直ちにはいえない。

- (2) もっとも、訴外■■■■ が令和2年3月27日の■■■■ 検事の取調べにおいて、噴霧乾燥器内の温度が上がりにくい箇所について供述する中で、乾燥室測定口について言及していたことは認められ（甲150）、前記第2の冒頭のとおり、この限度で被告国準備書面(2)（36ページ）の該当部分の主張を修正するものであるが、仮に、訴外■■■■ の乾燥室測定口に関する供述内容について、■■■■ 検事が第1事件（外為法事件）の公訴提起前に認識していたとしても、前記1で述べたとおり、噴霧乾燥器内の温度が上がりにくい箇所（乾燥室測定口）に関する訴外■■■■ の供述は、具体的な測定結果に基づくものではなく、訴外■■■■ 自身、単なる憶測で、十分な根拠がない旨を認めていた上、警視庁公安部の取調べにおける供述内容から変遷しており、供述の信用性に欠け、同箇所を明確に指摘する内容とは言い難いものであった。

一方、既に、第1事件（外為法違反）の公訴提起時には、前記2(1)で述べたとおり、合理的な方法により、RL-5型の最低温箇所がバグフィルタ下部と特定され、その温度については、110度以上が5時間4分継続することなどが認められていた上、原告会社関係者の中には、検事の取調べにお

いて、原告会社の噴霧乾燥器が本件要件ハに該当する可能性があると思った旨、前記実験結果と整合する供述をする者（丙21・10ページ）がいたものである。

そうすると、本件訴外[]調べにおける訴外[]の供述内容を踏まえても、第1事件（外為法違反）の公訴提起時において、[]検事が、その時点の証拠資料を総合勘案した上で、原告らの主張するような追加捜査を行わずに第1事件（外為法違反）を起訴する判断をしたことは、不合理とは認められない。

(3) また、前記2(2)で述べたとおり、第2事件の公訴提起時には、合理的方法により、L-81型の最低温箇所がダクト内と特定され、その温度については、110度以上が3時間30分継続することが認められていた上、前記(2)で指摘した原告会社関係者（丙21の供述者）以外の者も、検事を取調べにおいて、原告会社の噴霧乾燥器が本件要件ハに該当する可能性がある旨供述していた（丙22・5ページ）。

そうすると、前記(2)で述べたように、本件訴外[]の供述を踏まえても、第2事件の公訴提起時において、[]検事が、その時点の証拠資料を総合勘案した上で、原告らが主張するような追加捜査を行わずに第2事件を起訴する判断をしたことは、不合理とは認められない。

(4) なお、原告らは、原告会社従業員の訴外[]及び訴外[]も、検事による取調べにおいて、噴霧乾燥器内部に温度が上がりにくい箇所がある旨指摘していたと主張し（原告第7準備書面・5及び6ページ）、その取調べの音声記録を証拠提出する（甲152ないし155）。

しかし、原告らの主張及びこれらの音声記録によっても、訴外[]が噴霧乾燥器の入口温度を何度に設定していたときの状況を供述しているのかなど、いかなる前提条件に基づいて温度が上がりにくい箇所がある旨供述し

ているかが不明であるし、訴外[REDACTED]についても、その供述は具体的とはいえず、温度が上がりにくいことの根拠が具体的な根拠に基づいて述べられていたとは認められないことから、仮に両者の供述を踏まえたとしても、[REDACTED]検事が、原告らの主張するような追加捜査を行わずに本件各起訴をするとの判断をしたことは、やはり不合理とはいえない。

以 上